

随意契約（相手方指定）調書

件名	荒川区精神障害者相談支援事業所運営業務委託	No.5200320
工（納）期	令和12年3月31日	
契約締結日	令和7年4月1日	
契約金額	令和7年度 27,008,224円（消費税込み）	

契約相手方	社会福祉法人ソラティオ (法人番号：3011505002519)	
相手方指定理由	別紙に記載のとおり。	
備考	長期継続契約	

業者選定理由書

<p>件 名</p>	<p>荒川区精神障害者相談支援事業所運営業務委託</p>
<p>指名業者 (案)</p>	<p>名 称 社会福祉法人ソラティオ 所在地 東京都荒川区南千住2-8-6 代表者 理事長 岡部 正文</p>
<p>特命理由</p>	<p>本件は、障がい者及びその家族等からの相談を受け、必要な情報提供・助言を行うとともに、区や関係機関と連携し、訪問も含めたきめ細かい相談支援を行う業務を委託するものである。 主管課からは、部の機種・業者選定委員会の了承を得て、上記業者を契約相手方に指定したい旨の依頼があった。</p> <p>経理課として検討したところ、</p> <p>① 上記法人は、平成27年度に実施したプロポーザル方式により契約相手方として選定された業者であり、主管課において本事業を行うことができる事業者を対象に履行の可否を確認したところ、履行可能と回答したのは上記法人のみであった。</p> <p>② 上記法人の令和6年度の履行状況について主管課にて評価を行っているが、様々な事情を抱えている利用者に対し、高いスキルを持った相談員や当事者相談員による丁寧な支援が行われており、関係機関との連携を積極的に進めて支援体制を整える等、履行状況は良好である。</p> <p>③ 上記法人は、福祉推進課が令和6年9月に実施した法人監査において、短期安全性、長期安全性ともに問題はなかったと判断されており、継続性が求められる本事業において、今後も安定した事業運営体制が期待できる。</p> <p>以上のことから、上記業者を相手方に指定した随意契約を締結する。</p>
<p>その他 特記事項</p>	<p>○根拠規定：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 (性質又は目的が競争入札に適さないもの)</p> <p>○本件は、長期継続契約とする契約を定める条例（平成17年条例第56号）及び同条例施行規則の規定に該当するため、令和7年4月1日から令和12年3月31日までの長期継続契約（5年）を締結する。</p>